（介護予防）居宅介護サービス契約書

この契約書は、　　様（以下、「利用者」とします。）とながおか医療生活協同組合ながおか生協診療所（以下、「事業者」とします。）との間の、指定居宅介護サービス事業について、次の通り契約を締結します。

第１条（契約の目的）

事業者は、介護保険法およびその他の諸法令及び当契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその心身の状態や有する能力に応じ、自立した日常生活を過ごせるよう次のサービスを提供します。

⑴（介護予防）居宅療養管理指導（重要事項説明書参照）　契約開始日　　年　　月　　日

第２条（契約期間）

１．この契約期間は、第１条に定める契約開始日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。

２．契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第３条（利用料およびその滞納など）

１．事業者が提供する居宅介護サービスに対する料金規定は重要事項説明書の通りです。

２．利用者が正当な理由なく、事業者に支払うべく利用者負担金を２ヶ月分以上滞納した時は、事業者は、１ヶ月以上の猶予期間をおいた上で支払いの期限を定め、この期限までに利用者が利用者負担金を支払わない場合は、契約を解除する旨通告することができます。

３．第２項に定める通告を行った場合は、事業者は居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者へその旨を連絡します。

４．事業者は、調整の努力を行い、かつ、調整の期間（通告から１ヶ月）を経過した場合、この契約を文書により解約することができることとします。

第４条（利用者負担金の納入）

１．利用者は、前条に定める利用者負担金については、サービスを利用した月ごとにまとめた上で、サービスを利用した月の翌月に支払うものとします。

２．利用者負担金の受領に係わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、事業所が１月以内にお渡しする事とします。

第５条（利用者の解約権）

１．利用者は、７日以上の予告期間を設けることにより、この契約をいつでも解約することができます。

２．事業者のサービス提供にあたり、著しい不信行為があった場合は、前項の規定にかかわらず予告期間を設けることなく、契約を解約することができます。

第６条（事業者の解約権）

１．事業者は、次の場合に限り、契約を解約することができます。

⑴ 利用者の著しい不信行為があるなどの理由により、契約を継続することが困難になった場合

⑵ 第３条第４項に該当する場合

⑶ 利用者が事業者の通常の事業の実施区域外に転居し、事業者においてサービスの提供が困難であると見込まれる場合

２．事業者は、契約を解約する場合にあっても、その理由を文書により利用者に示すこととします。

３．事業者が契約を解除する場合、事業者は居宅サービス計画を作成した居宅支援事業者へその旨を連絡します。

第７条（契約の終了）

１．この契約は、次のいずれかに該当する場合、終了します。

(1) 利用者から第２条第２項に定める契約を終了させようとする意思表示があり、契約期間が満了した場合

(2) 第５条に定める利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を満了した場合

(3) 第６条に定める事業者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を満了した場合

(4) 次のいずれかに該当することにより、居宅介護サービスを提供することができなくなったとき

① 利用者が介護保険施設（老健・特養・介護医療型療養施設・介護医療院）に入所したとき

② 利用者が要介護認定又は要支援認定を受けることができなかったとき

③ 利用者が死亡したとき

第８条（利用料金の変更）

１．重要事項に定めるサービス利用料について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

２．契約者は、前項の変更に同意することが出来ない場合には、本契約を解約する事ができます。

第９条（事故発生時の対応）

１．事業者は、居宅介護サービスの実施に当たり、利用者の生命・身体・財産などに損害を与えた場合、その損害を賠償します。ただし、その損害について事業者の責任を問えない場合については、この限りではありません。

２．事業者は、利用者の生命・身体・財産などに損害を与えた場合は、直ちにその原因、対応などの概況を記載した文書を利用者又は利用者の家族に交付し、併せて状況を十分説明致します。

第１０条（苦情対応）

１．事業者は、提供されたサービスについて利用者から苦情を受ける窓口責任者及びその連絡先を明らかにすると共に、利用者から苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。

２．利用者は、いついかなるときにおいても苦情の申し立てを行うことができ、また、苦情の申し立てを行うことにより、事業者は一切、不利益な取り扱いを致しません。

３．事業者は、必要に応じて新潟県国民健康保険団体連合会へ苦情の概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

第１１条（サービスの提供の記録など）

１．事業者は、サービスの提供の記録などを作成完了後、その完結の日から 5 年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、あるいはその複写を交付します。

２．事業者は、第 7 条に定めた契約終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者などへ、サービスの提供記録などの写しを交付するものとします。

第１２条（守秘義務）

１．事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても第三者には漏らしません。

２．前項の規定に関わらず居宅介護サービス計画に位置づけられた事業所・居宅介護サービス計画を作成する居宅介護支援事業所・主治医・保険者に対しサービス担当者会議及び連絡調整の目的で個人情報の提供ができるものとする。

３．事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び居宅サービス事業者（又は介護予防サービス事業者）との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。

４．第１項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律 124 号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

第１３条（契約外条項）

１．介護保険法及びそのほかの関係する法令並びにこの契約書に定めのない事項については、利用者と事業者の協議により定めることとします。

以上

（介護予防）居宅療養管理指導 「重要事項説明書」

１．事業概要

事業所名：ながおか生協診療所
法人名：ながおか医療生活協同組合
所在地：新潟県長岡市前田１丁目６番７号
電話番号：０２５８－３９－７００１
事業実施地域：長岡市（川東圏域のうち下記地区・地域）
栖吉・四郎丸・豊田・坂之上・川崎・宮内・十日町・石坂・柿
事業者番号：１５１０２１２５１５

２．サービス概要

① 提供するサービスの内容は、（介護予防）居宅療養管理指導です。

（介護予防）居宅療養管理指導とは、通院が困難な利用者の自宅を訪問し、病院・診療所の医師・歯科医師・薬剤師などが心身の状況や環境などを把握して、療養上の管理及び指導を行うことです。

② 業務の概要

(1) 利用者のお宅を訪問し、心身の状態を継続的に把握します。
(2) 継続的な医学的管理に基づく情報提供を、居宅介護支援事業者などへします。
(3) 継続的な医学的管理に基づく、介護サービス利用上の留意事項や、介護方法などについて利用者・家族などへ指導・助言を行います。

３．業務方針

① 利用者のお宅を訪問し、その心身の状況、おかれている環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理や指導を行うことにより、療養生活の質の向上を目指します。
② 私たちは、居宅介護サービスの提供に際しては常に真摯な態度で臨み、利用者の相談や苦情について事業を実施する上での糧として真剣に受け止め、常に事業者としての資質の向上に努めます。

４．従事者の職種、員数及び職務内容は次の通りです。

① 管理者：所長
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な指導等が行われるよう総括する。
② 医師：羽賀 正人、勝山 新弥、片山 靖士、茂木大輔、高綱将史、若山 隆、星野 智
③ 看護師：4名以上名
④ 事務職員：若干名
⑤ 職務内容：訪問診療時の医師による療養管理指導及び居宅介護支援事業者等への情報提供

５．利用者負担金

別紙参照

① 本書面に定めるサービス利用料について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
② 契約者は前項の変更に同意することが出来ない場合には、本契約を解約することが出来ます。
③ 通常の事業の実施地域を超えてサービスを提供する場合にあっても、加算を算定せず交通費を徴収するものとする。

6. 営業日及び営業時間

別紙参照

居宅介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて契約内容および重要事項を説明させて頂きました。

年　　月　　日

（事業者）　所在地　新潟県長岡市前田１丁目６番７号

名　称　ながおか医療生活協同組合　ながおか生協診療所

代表者　所長　羽賀　正人　　印

（説明者）　氏　名　　印

上記の内容について説明を受け、同意しました。

上記契約を証明するため、本契約書を２通作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ１部ずつ保有します。

なお直筆の場合は押印不要とします。

（利用者）私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

また、第１２条第３項に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

利　用　者　住　所

氏　名　　印

（代理人）私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者　住　所

氏　名　　印

本人との続柄

（契約立会人等の第三者）私は、（※利用者との続柄）として、この契約に立ち会いました。

住　所

氏　名　　印

（家族代表）私は、第１２条第３項に定める利用者の家族の個人情報の使用について、

同意します。

家 族 代 表　住　所

氏　名　　印

ご利用料金の目安 （在宅）

医療保険　1 割 ・ 介護保険　1 割
合計 ： 7,524円

*「訪問診療」は医療保険が適用されますが、「居宅療養管理指導」は介護保険を適用したサービスとなります。

*定期訪問日以外に診察、往診を行った場合、及び、各種検査、手術などを行った場合、別途料金が生じます。

*文書料（診断書）、予防接種は保険適用外（自費）となります。

*包括的支援加算：要介護3以上の状態又は、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さの為に介護を必要とする認知症の状態の方が該当します。

*在宅医療情報連携加算：
当院ではICTツールを用いて多職種の事業所と連携をすることで、よりスムーズな情報共有が可能となります。
多職種連携の強化に繋がり、患者様にとってもより安心して自宅での療養生活を送っていただけると考えております

分類	項目	※料金 （円）	保険点数	備考
定期的な費用	在宅時医学総合管理料（処方箋ありの場合）	4,090	4,085	月1回（処方箋ありorなしのどちらかとなります）
	在宅時医学総合管理料（処方箋なしの場合）	4,190	4,185	
	包括的支援加算	150	150	月1回
	外来・在宅ベースアップ評価料	56	28	月2回
	在宅患者訪問診療料	1,790	897	1日につき （月2回）
	在宅医療情報連携加算	100	100	月1回
	訪問看護指示書	300	300	月1回
小計（1割）		¥6,486		

【自由診療】

訪問毎にかかる費用	車代	220	220	訪問毎

【介護保険】

居宅療養管理指導費（Ⅱ）（在宅時医学総合管理料を算定している場合）	299円	（299単位）	月2回
居宅療養管理指導費（Ⅰ）（在宅時医学総合管理料を算定していない場合）	515円	（515単位）	

【営業日及び営業時間】

営業日及び営業時間は、下記の通りです。

月曜日　8:30 ～ 17:30
火曜日～金曜日　8:30 ～ 17:00
土曜日　午前　8:30 ～ 12:00

(1)上記の曜日が国民の祝日、12月　30日～1月　3日の場合は休診とする
(2)上記の曜日、時間で臨時休診する場合は、その都度掲示する
(3)上記の営業日、営業時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制とし、緊急時等の往診についてはその都度対応できる体制とする

ご利用料金の目安 （グループホーム ささざき ）

医療保険 1 割 ・ 介護保険 1 割
合計 ： 3,854 円

*「訪問診療」は医療保険が適用されますが、「居宅療養管理指導」は介護保険を適用したサービスとなります。

*定期訪問日以外に診察、往診を行った場合、及び、各種検査、手術などを行った場合、別途料金が生じます。

*文書料（診断書）、予防接種は保険適用外（自費）となります。

*包括的支援加算：要介護3以上の状態又は、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さの為に介護を必要とする認知症の状態の方が該当します。

【医療保険】 ※料金は医療・介護保険1割の場合で計算しています。

分類	項目	※料金 （円）	保険点数	備考
定期的な費用	施設入居時医学総合管理料（処方箋ありの場合）	1,540	1,535	月1回（処方箋ありorなしのどちらかとなります）
	在宅時医学総合管理料（処方箋なしの場合）	1,840	1,835	
	包括的支援加算	150	150	月1回
	外来・在宅ベースアップ評価料（個別）	30	28	1日につき
	外来・在宅ベースアップ評価料（集団）	10	7	
	訪問診療料 （個別）	900	897	
	訪問診療料 （集団）	210	213	
小計		¥2,840		

【自由診療】

訪問毎にかかる費用	車代	220	220	訪問毎

【介護保険】

居宅療養管理指導費（Ⅱ）（在宅時医学総合管理料を算定している場合）	287円	（287単位）	月2回
居宅療養管理指導費（Ⅰ）（在宅時医学総合管理料を算定していない場合）	487円	（487単位）	

【営業日及び営業時間】

営業日及び営業時間は、下記の通りです。

月曜日 8:30 ～ 17:30
火曜日～金曜日 8:30 ～ 17:00
土曜日 午前 8:30 ～ 12:00

(1)上記の曜日が国民の祝日、12月 30日～1月 3日の場合は休診とする
(2)上記の曜日、時間で臨時休診する場合は、その都度掲示する
(3)上記の営業日、営業時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制とし、緊急時等の往診についてはその都度対応できる体制とする

ご利用料金の目安 （アシスト　高町　 ）

医療保険　1 割 ・ 介護保険　1 割
合計 ： 3,240 円

*「訪問診療」は医療保険が適用されますが、「居宅療養管理指導」は介護保険を適用したサービスとなります。

*定期訪問日以外に診察、往診を行った場合、及び、各種検査、手術などを行った場合、別途料金が生じます。

*文書料（診断書）、予防接種は保険適用外（自費）となります。

*包括的支援加算：要介護3以上の状態又は、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さの為に介護を必要とする認知症の状態の方が該当します。

【医療保険】

※料金は医療・介護保険1割の場合で計算しています。

分類	項目	※料金 （円）	保険点数	備考
定期的な費用	施設入居時医学総合管理料（処方箋ありの場合）	970	970	月1回（処方箋ありorなしのどちらかとなります）
	在宅時医学総合管理料（処方箋なしの場合）	1,270	1,270	
	包括的支援加算	150	150	月1回
	外来・在宅ベースアップ評価料　（個別）	30	28	1日につき
	外来・在宅ベースアップ評価料　（集団）	10	7	
	訪問診療料（個別）	900	897	
	訪問診療料（集団）	220	222	
小計		¥2,280		

【自由診療】

訪問毎にかかる費用	車代	220	220	訪問毎

【介護保険】

居宅療養管理指導費（Ⅱ）（在宅時医学総合管理料を算定している場合）	260円	（260単位）	月2回
居宅療養管理指導費（Ⅰ）（在宅時医学総合管理料を算定していない場合）	445円	（445単位）	

【営業日及び営業時間】

営業日及び営業時間は、下記の通りです。

月曜日　　8:30 ～ 17:30
火曜日～金曜日　8:30 ～ 17:00
土曜日　午前　　8:30 ～ 12:00

(1)上記の曜日が国民の祝日、12月　30日～1月　3日の場合は休診とする
(2)上記の曜日、時間で臨時休診する場合は、その都度掲示する
(3)上記の営業日、営業時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制とし、緊急時等の往診についてはその都度対応できる体制とする

ご利用料金の目安 （ H高町 ）

医療保険 1 割
3,410 円

*「訪問診療」は医療保険が適用されます。

*定期訪問日以外に診察、往診を行った場合、及び、各種検査、手術などを行った場合、別途料金が生じます。

*文書料（診断書）、予防接種は保険適用外（自費）となります。

*訪問診療について
　　お一人の場合：890円
　　お二人の場合：220円

【医療保険】　*医療・介護保険1割の場合で料金を計算しています。

分類	項目	料金	備考
定期的な費用	施設入居時医学総合管理料（処方箋ありの場合）	2,970円　（2,970点）	月1回（処方箋ありorなしのどちらかとなります）
	在宅時医学総合管理料（処方箋なしの場合）	1,400円　（1,400点）	
	訪問診療料（個別）	890円　（888点）	1日につき
	訪問診療料（集団）	220円　（218点）	

【営業日及び営業時間】

営業日及び営業時間は、下記の通りです。

火曜日～金曜日　8:30　～　17:00　（月曜日は17:30まで）
土曜日　午前　8:30　～　12:00
(1)上記の曜日が国民の祝日、12月　30日～1月　3日の場合は休診とする
(2)上記の曜日、時間で臨時休診する場合は、その都度掲示する
(3)上記の営業日、営業時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制とし、緊急時等の往診については
　その都度対応できる体制とする

ご利用料金の目安 （在宅）

医療保険　1 割 ・ 介護保険　1 割
14,404 円　（1W）

・高額療養費（1ヶ月毎）の上限：18,000円

*訪問診療と訪問看護を合わせて週4日（状態によっては4日以上）伺います。

*「訪問診療」は医療保険が適用されますが、「居宅療養管理指導」は介護保険を適用したサービスとなります。

*定期訪問日以外に往診を行った場合、別途料金が生じます。

*文書料（診断書）、予防接種は保険適用外（自費）となります。

【医療保険】　*医療・介護保険1割の場合で料金を計算しています。

分類	項目	料金	備考
定期的な費用	在宅がん医療総合診療料（処方箋ありの場合）	1,650円　（1,650点）	1日　（1W毎に）（処方箋ありorなしのどちらかとなります）
	在宅がん医療総合診療料（処方箋なしの場合）	1,850円　（1,850点）	
訪問毎にかかる費用（診療所）	車代	220円	保険適用外（自費）

【介護保険】

居宅療養管理指導費（Ⅰ）（在宅時医学総合管理料を算定していない場合）	514円　（514単位）	月2回

【営業日及び営業時間】

営業日及び営業時間は、下記の通りです。

火曜日～金曜日　8:30　～　17:00　（月曜日は17:30まで）
土曜日　午前　8:30　～　12:00

(1)上記の曜日が国民の祝日、12月　30日～1月　3日の場合は休診とする
(2)上記の曜日、時間で臨時休診する場合は、その都度掲示する
(3)上記の営業日、営業時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制とし、緊急時等の往診についてはその都度対応できる体制とする